

JA でんき (GVP)

(主契約要綱)

令和 8 年 4 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目 次

I 本 則

1 適 用 範 囲.....	1
2 供給電気方式、供給電圧および周波数.....	2
3 契約負荷設備.....	2
4 需給契約の申込み.....	2
5 需給契約の成立および契約期間.....	2
6 料 金.....	3
7 そ の 他.....	4

II 実 施 細 目

適 用 範 囲	5
---------------	---

附 則	6
-----------	---

別 表	7
-----------	---

I 本 則

1 適用範囲

この主契約要綱（以下「要綱」といいます。）は、低压で電気の供給を受け、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、お客さまがこの要綱の適用を希望され、当社および当社の指定する事業者（以下「当社指定事業者」といいます。）との協議がととのった場合に適用いたします。

(1) 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに低压供給条件（自由共通）〔令和8年4月1日実施。以下「低压供給条件」といいます。なお、当社が低压供給条件を変更した場合には、変更後の供給条件によります。〕別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、低压供給条件別表4〔契約負荷設備の総容量の算定〕によって総容量を定めます。）に次の係数を乗じてえた値が50キロワット未満であること。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

(2) 1需要場所において動力を使用する需要に適用される契約種別とあわせて契約する場合は、(1)により算定される値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低压での電気の供給が適当と認めたときは、(1)により算定される値と契約電力との合計の値が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

(3) 特定小売供給約款の定額電灯を適用できること。

2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

3 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4 需給契約の申込み

- (1) 需給契約の申込みは、原則として低圧供給条件6（需給契約の申込み）によるものといたします。
- (2) お客様が新たにこの要綱による電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ低圧供給条件、当社が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することおよびこの要綱を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社および当社指定事業者所定の様式、またはインターネットによって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、発電設備、蓄電池、業種、用途、使用開始希望日および料金の支払方法

- (3) 当社および当社指定事業者が本人確認を行なうため、必要書類等を提示していただくことがあります。

5 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社指定事業者が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

- イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社指定事業者から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- ハ 当社または当社指定事業者は、ロにより需給契約を継続する場合は、継続される契約期間のみを電子メールの送信またはお客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのインターネットサイトにお知らせする方法等によりお客さまにお知らせいたします。

6 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および低圧供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、低圧供給条件別表2（燃料費調整）(3)により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、低圧供給条件別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(3)により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の10キロワット時まで	643円05銭
電 力 量 料 金	10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	40円20銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	45円26銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	46円59銭

7 そ の 他

- (1) 当社は、低圧供給条件19（日割計算）により日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、最低料金、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および料金適用上の電力量区分を日割りする場合の日割計算は、別表（日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (2) この要綱の実施上必要な細目的事項については、II（実施細目）によるものといたします。
- (3) この要綱に定めのない事項については、低圧供給条件によるものといたします。

II 実 施 細 目

適 用 範 囲

この要綱から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの要綱を適用いたしません。

附 則

実 施 期 日

この要綱は、令和8年4月1日から実施いたします。

別 表

日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

- (1) 最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、低压供給条件 18（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \quad \text{は}, \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- (2) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 10\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、(1)により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 110\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (3) (2)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量お

より第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 低压供給条件18（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(2)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \quad \text{は,} \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。